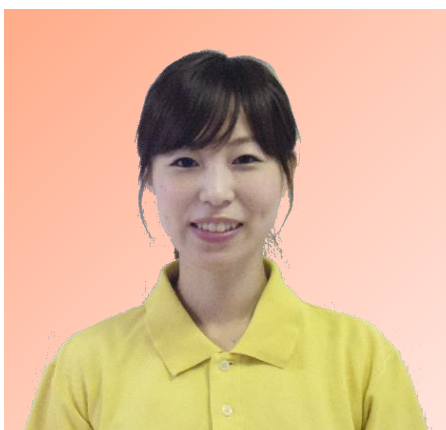
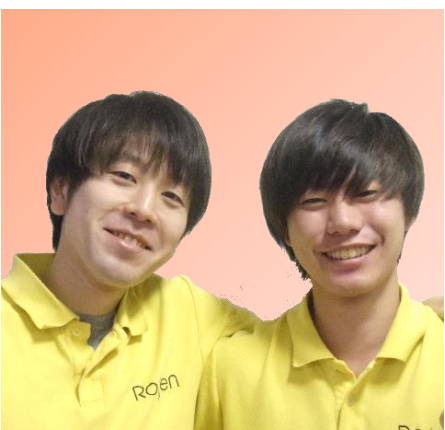


学生・社会人の皆様へ

ローゼン縁JOYサポート制度！

● 貸付型奨学金を利用している学生・社会人対象 ●



募集中



この制度は、千葉県福祉援護会の理念や経営方針を理解していただいたうえで、社会福祉の専門職として必要な知識・技術等を修得するために就学した者が、卒業後に法人の運営する施設あるいは事業所での就職を希望する方に対して行う制度です。

● 支援対象者

1. 日本国籍を有し、公立や民間団体による奨学金を受けて、学校教育法に基づく専修学校（専門課程または一般課程）大学等を所定の履修期間を得て卒業する見込みである者。
2. 国あるいは民間団体による貸付型奨学金制度（返済義務がある奨学金）を受けている者。
3. 専門職種とは介護職員をいいます。

● 貸付条件

1. 支援金額 : 月額20,000円
最長支援期間（36ヶ月）を乗じた金額と奨学金の返済残額とのいずれか低い額
2. 支援期間 : 入職後最初に支給する給与支給月を含めて最長36ヶ月間
3. 振込み日 : 毎月25日（金融機関が休業日の場合は、その直近営業日）
4. 利 息 : なし

● 審査と可否決定

1. 申請書類の提出と面接審査にて可否を決定いたします。
 2. 法人は、審査の結果を文書にて申請者本人に通知いたします。
 3. 支援決定通知を受けた者は、誓約書その他の法人が求める書類を速やかに法人に提出していただきます。
- ※ 支援対象者が大学等卒業後に、本人の意思により当法人の採用を辞退した場合、また、当法人職員として相応しくない客観的事由が生じ、これを理由として法人が採用を取消した場合、支援は無効となります。

● 返済免除

支援対象者が、介護職員として採用された後、支援期間と同一の期間を超えて勤務した場合には、支援金の返済を全額免除いたします。

● 支援の終了と一括返済

次のいずれかに該当した場合は、当該事実が発生した日の属する月の翌月から支援金を打ち切ります。

1. 従事必要期間経過前に、退職、就業不能、あるいは第三者からの支援を受けて奨学金を一括返還した場合。
2. 本規定に違反した場合。
3. 支援対象者が当法人の職員として相応しくない客観的事由が生じて、これを理由として法人が採用を取り消した場合。

● 保証人

支援対象者は、一定の職業を持ち、かつ独立した生計を有している者を保証人として立てていただきます。また、支援対象者本人が返還、あるいは支払いが不能となった場合に、当該債務を負担していただきます。

● 申請の手続き

支援制度を受けようとする者は次の書類を提出していただきます。

1. 支援金申請書
2. 履歴書（写真添付）
3. 住民票
4. 卒業見込証明書
5. 最終学歴における学業成績証明書
6. 国あるいは民間団体による奨学金を受けていることを証する書類（返還残高がわかる明細書）
7. その他、法人が必要と認めたもの

● お問い合わせ先

支援制度について詳しく聞きたい方は、下記までお問い合わせ下さい。

〒273-0047

千葉県船橋市藤原8-17-2 社会福祉法人 千葉県福祉援護会 総務部

電話 047(429)6871

FAX 047(430)0004

E-mail info@engokai.or.jp

Rosen

社会福祉法人 千葉県福祉援護会